

労働・助成金情報 特急便

第 126 号 (2023 年 7 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今回は、ビジネスガイド 2023.7 月号の『令和 5 年度 7 つの注目助成金』の中で取り上げられている 2 つの助成金を紹介します。

1. キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

【助成金概要】

非正規社員の基本給を 3%以上増額改定すると、改定から 6 か月後に助成金の申請ができます。全業種で賃上げの機運が高まっています。パートタイマーや非正規社員の 3%以上の賃上げを計画している場合は、本コースを申請できる可能性があります。賃上げをする前に助成金の内容を確認する事をおすすめします。

【令和 5 年度の変更点】

- 賃金アップ率が「2%以上」から「3%以上」に変更されました。同時に助成額も増額されました。
- 「1 年度 1 事業所あたり 1 回」の申請制限が撤廃され、「1 年度 1 事業所あたり 100 人まで」は複数回の申請ができます。

【助成額】 1 人当たりの助成額

	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5 万円	6 万 5000 円
大企業	3 万 3000 円	4 万 3000 円

2. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

【助成金概要】

60 歳以上の高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者をハローワークや厚生労働省の認定を受けた職業紹介事業者などから紹介を受けて雇用する場合に、助成金が支給されます。

週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の場合は「短時間労働者」、30 時間以上の場合は「短時間労働者以外」となり、助成額が異なります。

本コースは、採用人数の上限がない点がメリットです。非正規社員の雇用でも助成金申請は可能なため、ハローワークなどから本コースの紹介があった場合は、助成金申請をおすすめします。

【令和 5 年度の変更点】

65 歳以上の人を対象にしていた「生涯現役コース」が廃止になり、本コースに 65 歳以上の人が含まれることになりました。

【助成額】1人当たりの助成額 ()内は中小企業主以外に対する支給額及び助成対象期間

対象労働者		支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者 以外の者	高年齢者(60歳以上)、 母子家庭の母等	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円×2期 (25万円×2期)
	重度障害者等を除く 身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	30万円×4期 (25万円×2期)
	重度障害者等	240万円 (100万円)	3年 (1年6か月)	40万円×6期 (33万円※×3期) ※第3期の支給額は34万円
短時間労働者 (1週間の所定 労働時間が20 時間以上 30 時間未満)	高年齢者(60歳以上)、 母子家庭の母等	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円×2期 (15万円×2期)
	重度障害者等を含む 身体・知的・精神障害 者	80万円 (30万円)	2年 (1年)	20万円×4期 (15万円×2期)

【新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に引き下げられました】

5月8日から新型コロナウイルスが5類感染症に引き下げられたことに伴い感染対策が「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されています。会社としても、事業形態や基礎疾患患者・妊娠中の従業員など各々の会社にあわせた社内ルールの見直しが必要と思われます。

<変更点>

- 政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはない。
- 感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる。
- 限られた医療機関でのみ受診可能であったのが、幅広い医療機関において受診可能になる。

<感染した場合>

	位置付け変更前に感染症法に基づき外出自粛を求められる期間	位置付け変更後の外出を控えることが推奨される期間(個人の判断) (5月8日~)
新型コロナ陽性者 (有症状)	発症後※7日間経過するまで かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間	発症後※5日間経過するまで
新型コロナ陽性者 (無症状)	・5日目の抗原定性検査キットによる陰性確認 ・検査を行わない場合は7日間経過するまで	検査採取日を発症日(0日)として、5日間経過するまで
濃厚接触者	5日間の外出自粛	なし

※ 発症日を0日目とします。

<傷病手当金の申請>

自覚症状の有無を問わず、新型コロナウイルス「陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は、傷病手当金の申請が可能です。その際の申請には、通常通り「医師の証明」が必要です。

参考サイト：全国健保協会『傷病手当金』 厚生労働省『新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について』

参考文献：ビジネスガイド2023.7『令和5年度7つの注目助成金』